

令和元年度第7回長野県環境影響評価技術委員会 会議録

1 日 時 令和元年（2019年）12月19日（木） 14:00～16:30

2 場 所 長野県庁西庁舎 111号会議室

3 内 容

○ 議事

（1）（仮称）佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線に係る環境影響評価方法書について（第4回審議）

（2）その他

4 出席委員（五十音順、敬称略）

梅 崎 健 夫（委員長職務代理者（副））

大 窪 久美子

小 澤 秀 明

片 谷 教 孝（委員長）

亀 山 章

北 原 曜

陸 齊

塩 田 正 純

鈴 木 啓 助

富 樫 均

中 村 雅 彦

野見山 哲 生

5 欠席委員（五十音順、敬称略）

中 村 寛 志（委員長職務代理者（正））

御 巫 由 紀

山 室 真 澄

事務局
飯田
(県環境政策課)

ただいまから、令和元年度第7回長野県環境影響評価技術委員会を開催いたします。
私は、長野県環境部環境政策課環境審査係長の飯田と申します。よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、本日の欠席委員を報告いたします。中村寛志委員、御巫委員、山室委員から都合により御欠席の、片谷委員長からは遅れて出席するという御連絡をいただいております。また、事務局の中村課長は、本日所用により中座させていただく時間がありますが、あらかじめご了承ください。

これから議事に入らせていただきますが、本会議は公開で行われ、会議録も公表されます。ホームページで公開します会議録の作成に御協力いただくため、御面倒でも、発言の都度お名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

それでは、議事の進行をお願いしたいと思います。

条例の規定により委員長が議長を務めることになっておりますが、本日は片谷委員長が遅れて出席する予定ですので、委員長到着までの間は、委員長職務代理者である梅崎委員に議事の進行をお願いします。

梅崎委員長職務
代理者

事業者の皆様、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、さっそく議事に入らせていただきます。

はじめに、本日の会議予定及び資料について、事務局から説明をお願いします。

事務局
飯田

事務局から、本日の会議の予定及びお手元の資料について、簡単に説明させていただきます。

本日の会議の予定ですが、議事(1)の「(仮称)佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線に係る環境影響評価方法書」について、10月24日に開催しました技術委員会での審議に続き、4回目の審議をお願いします。

当該事業の方法書に関する審議は、この方法書に対して住民等から提出された環境保全上の見地からの意見の概要が、本年10月18日付けで事業者から県に送付されていますので、知事の意見を令和2年1月16日までに通知する必要があり、技術委員会での意見は、今回の委員会で取りまとめていただく必要がございますので、よろしくお願いいたします。

今回の審議では、前回の第3回方法書審議を踏まえた事業者見解をご確認いただくとともに、方法書に関して8月1日から9月17日までの間に住民等から事業者あてに提出された環境保全上の見地からの意見と、関係町村長から提出された意見の内容を確認していただいた後、これまでの審議経過を踏まえて、技術委員会として提示すべき意見を取りまとめていただきたいと思います。

本日の会議の終了は、概ね16時30分を目途にお願いしたいと思います。

本日の会議資料ですが、お手元に資料1から資料5を配布させていただいております。

資料1は、(仮称)佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線に係る環境影響評価方法書について、前回の方法書審議において委員の皆様からいただいた御意見とそれに対する事業者の見解をまとめています。

資料2は、方法書に対して住民等から事業者あてに提出された環境保全上の見地からの意見の概要です。

資料3は、事業の影響範囲に設定されている小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村の6町村から提出された関係町村長の意見をまとめています。

資料4は、この方法書の内容について、第1回から第3回までの審議内容を踏まえて、前回提示した案を修正する形で、技術委員会としての議論の集約案を再整理しています。

この内容を技術委員会意見とするため、表現を整理し、資料5として技術委員会意見案を提示しています。

本日の議事(1)(仮称)佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線に係る方法書の

審議方法についてですが、希少野生動植物の個別生息・生育場所や、それらが類推できる具体的位置情報を明らかにして審議を行う必要がある場合は、審議を非公開として御検討いただく必要があります。非公開情報を示して議論する必要がある場合には、各議事の最後にまとめて審議いただくように運営したいと思います。非公開審議の必要性は、委員及び議長の判断により御指示いただくようお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

梅崎委員長職務
代理者

ありがとうございました。資料の不足等はございませんか。

それでは、議事(1)「(仮称)佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線に係る環境影響評価方法書」について、資料1「令和元年度第5回技術委員会(方法書第3回審議)意見に対する都市計画決定権者等の見解」の確認に移ります。

前回の審議では、委員から提示された疑問や意見に対して後日回答する内容はなかったと記憶していますが、その後の整理の中で追加説明する事項や補正する内容があれば、事業者から説明をお願いします。何かございますか。

都市計画決定権
者
竹内

特に補足することはございません。

梅崎委員長職務
代理者

特にないということですが、第3回方法書審議の内容に関して、委員の皆様から追加の御質問、御意見等がございましたらお願いします。

では、資料1で順に確認させていただきます。

まず、3-1番の富樫委員からお願いします。

富樫委員

私からの意見は、分かりやすい資料にするように配慮していただきたいという意見でした。事業者さんの見解は、内容的に当然配慮していく項目と考えていますということで、私の意見に対する答えになっていないように思います。資料として分かりやすく示していただけるのかという点について、事業者さんにおうかがいしたいと思います。

梅崎委員長職務
代理者

事業者さんから何か御説明等がありますか。

事業予定者
清水

前回は御審議ありがとうございました。

資料につきましては、今後、調査・予測・評価をしていきますので、その後の準備書の段階で、分かりやすいかたちで御提出させていただきたいと思います。

梅崎委員長職務
代理者

富樫委員の意見ですが、何かもう少し具体的に示してくださいということでしょうか。

富樫委員

環境影響評価項目の選定について、今の資料のままだと、関係のありそうな項目に評価項目として印(●、○)がついていないという状況です。一見して、その部分もちゃんと考慮して調査するということが分かるような資料にさせていただきたいということです。

梅崎委員長職務
代理者

このような趣旨ですが、よろしいでしょうか。

事業予定者
清水

前回の審議において、環境影響評価項目の選定の表で空欄になっている箇所があり、他の項目で包含されていますとお答えさせていただいた件についての御意見と理解さ

	<p>せていただいております。</p> <p>それにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、次の準備書の段階で分かりやすく提出させていただきたいと思っております。</p>
梅崎委員長職務 代理者	<p>よろしく願いいたします。</p> <p>次に、7ページの3-2番について、鈴木委員から何かありますか。</p>
鈴木委員	<p>これも今の富樫委員の発言と同じ話しです。</p> <p>自動車の走行についても検討するという回答をいただいていますので、準備書ではきちんと表明していただきたいと思えます。よろしく願いします。</p>
梅崎委員長職務 代理者	<p>同様の趣旨ということですが、よろしいでしょうか。</p>
事業予定者 清水	<p>承知しました。</p>
梅崎委員長職務 代理者	<p>よろしく願いします。</p> <p>次に、9ページの3-3番について、大窪委員からお願いします。</p>
大窪委員	<p>この件に関しましても、先ほどのお二人の委員と同じような意見です。</p> <p>現時点で私が指摘したような文献が出ていることを把握しているのであれば、もう少し丁寧で具体的な方法書が書けたのではないかと思います。もう方法書の段階では仕方がないので、準備書ではしっかりと具体的な記述をお願いします。</p>
梅崎委員長職務 代理者	<p>事業者さんから何かありますか。</p>
事業予定者 清水	<p>先ほどまでと同様、準備書の中で対応させていただきたいと思えます。</p>
梅崎委員長職務 代理者	<p>同じような意見が3件続いていますので、少し内容について相互理解を深めていく方がいいかと思います。次の図書ができる前に、何か相互理解を深めるようなことを事務局からやっていただけるのでしょうか。</p>
事務局 飯田	<p>資料4、5の技術委員会意見の取りまとめ方にも関わるかと思います。</p> <p>方法書の内容について、現時点では具体的なルートや構造がまだ分からない状況で議論していただいています。今後、ルートや構造が明らかになりましたら、事業者から、考えられる影響を踏まえて必要になる調査内容の情報をお示しいただくことがよろしいのではないかと考えます。</p>
梅崎委員長職務 代理者	<p>今の事務局の説明について、委員の皆様から御意見等はありませんでしょうか。</p> <p>では、今の説明のようにさせていただきます。</p> <p>続きまして、11ページの3-4番について、大窪委員からお願いします。</p>
大窪委員	<p>回答のとおりで結構です。よろしく願いいたします。</p>
梅崎委員長職務 代理者	<p>12ページの3-5番は私の意見です。これも意見のとおりしっかりやっていただくようお願いいたします。</p> <p>最後に、3-6番について、小澤委員からお願いします。</p>

小澤委員

回答の内容で結構だと思います。

梅崎委員長職務
代理者

では、全体を通して何か御意見等がありましたら、お願いします。
よろしいですか。

それでは、第3回方法書審議に対する事業者見解の内容について、本日の欠席委員
から何か意見の提出がありましたら、事務局から報告をお願いします。

事務局
飯田

事前にお預かりしている御意見はありません。

梅崎委員長職務
代理者

では、資料1については、以上の取りまとめにしたいと思います。

次に、資料2「方法書に対する住民等から提出された意見」の内容について、事業
者から御説明いただき、それら住民等意見に対して事業者として説明できる見解があ
りましたら、併せて御説明をお願いします。

都市計画決定権
者
高野

建設部都市・まちづくり課の高野佳敏と申します。方法書に対する住民等の意見概
要について、御説明させていただきます。

お手元の資料2を御覧ください。

1ページです。はじめに、住民意見募集の概要についてですが、本年8月1日に環
境影響評価方法書を公告し、県庁、佐久建設事務所、佐久市役所、関係町村役場、長
野国道事務所の計10箇所におきまして、9月2日まで縦覧に供しました。

住民意見につきましては、8月1日から9月17日まで縦覧場所にて受け付けるとと
もに、郵送及びメールでの受け付けも併せて行い、これにより、40件の意見書を受領
しました。

意見書の内容を精査して、意見の趣旨がもれなく反映できるよう環境要素の項目ご
とに分類し、概要として取りまとめ、知事及び関係町村長あてに送付しております。

取りまとめた概要の内訳を1ページ下部の表に示していますが、1件の意見書にお
いて複数の項目の意見が述べられていますので、意見書の提出件数と表に記載してい
ます分類後の意見件数は、一致しておりません。

意見の内訳は、事業計画に関する意見が29件と最も多く、動物、植物、生態系に関
する意見が11件、調査、予測・評価全般と水象に関する意見が各6件と続いており、
その他にも、大気質、騒音、振動、低周波音、地形及び地質、景観、人と自然との触
れ合いの活動の場、文化財と多くの項目に対して意見が述べられています。

2ページ以降に、意見の概要を記載しています。

はじめに、2ページから8ページでは、事業計画の項目について取りまとめていま
す。農地の保全と農業の振興、農地への影響回避など、農業・農地に関する意見を最
も多くいただいております。その他にも、調査位置が不明確であることや、様々な環
境影響を考慮して地下式構造を要望するなど、道路の位置や構造に関する意見などが
あります。これらの意見は、現時点で道路の具体的な位置及び構造等が決まっていな
いことに起因するものであり、具体的な道路の位置や構造については、調査、予測、
評価を進めながら、今後の都市計画の手続きにおいて、地域の皆さんの意見をお聞き
し、決定してまいりますので、その時点で丁寧な説明に努めてまいります。また、調
査、予測、評価の結果に応じて、環境影響をできる限り回避又は低減するための環境
保全措置についても、あわせて検討してまいります。

続きまして、8ページから9ページでは、調査、予測・評価全般の項目につきまし
て、記載させていただいております。調査項目の追加や調査範囲の拡大など、より詳
細な調査の実施を求める意見もいただきました。これにつきましては、国土交通省令、
道路環境影響評価の技術手法等をもとに、地域の状況を適切に把握できる時期、期間
及び頻度で調査を実施していく予定です。

9ページ以降の大気質からその他までの各項目につきましては、個別の調査、予測、評価の手法や、具体的な調査地点、環境基準などに関する意見や個別調査実施時に特に考慮すべき自然的・社会的状況に関する意見もいただいています。特に、動物、植物、生態系の項目につきましては、具体的な希生動植物の名前や生態などを明示された上で、より詳細な調査、適切な予測・評価、最大限の環境保全措置の実施についての要望を意見としていただいております。その他にも、八ヶ岳の眺望景観に関する意見や日本三選星名所にも選ばれた星空への影響回避に関する意見、野辺山宇宙電波観測所にある国立天文台への影響回避に関する意見などをいただいています。これらに関しましては、御意見としていただいた事項を踏まえて、専門家等の助言もいただきながら、現地調査を適切に実施し、現地調査の結果をもとに予測評価を行ってまいります。

また、道路の位置及び構造に関しましては、環境影響を可能な限り回避又は低減するための環境保全措置について検討するとともに、都市計画の手続きにおいて、地域の皆さんの御意見をお聞きしながら検討してまいります。

説明は以上となります。

梅崎委員長職務
代理者

ありがとうございました。

ただいま説明がありました、住民等意見の概要とそれに対する事業者見解について、項目を区切って委員の皆様から御意見、御質問等を受けたいと思います。

事業計画に対する意見が多いので、事業計画のうち資料2の2ページから4ページまでの内容について、御意見等がありましたらお願いします。

よろしいですか。それでは、資料2の4ページから6ページまでの御意見も含めて、委員の皆様から何かございますか。小澤委員どうぞ。

小澤委員

事業計画に対する住民意見の中に、融雪剤による環境影響への懸念が何件かあります。また、資料3の関係町村長からの意見にも同様の意見があります。

以前、別事業で、融雪剤、凍結防止剤等については別扱いという話がありましたが、予測・評価を行う必要があるのではないかと思います。

方法書では融雪剤の影響については記載されていませんが、寒冷地を通るという地域特性上、道路の存在による影響として検討するつもりはないか、御意見をお聞きしたいと思います。

梅崎委員長職務
代理者

資料2の5ページの10番に融雪剤による環境への影響を心配する御意見があり、小澤委員の御指摘も水質や動植物等への影響の懸念ということですね。

水質等の観点から鈴木委員いかがでしょうか。

鈴木委員

基本的には撒かない方がよいでしょうが、撒かないと事故が起こってしまいます。今はあまり環境に影響がないものを撒くことになっていますので、撒くことは仕方がないと思います。

梅崎委員長職務
代理者

小澤委員の意見としては、水質や動植物の観点から、融雪剤の散布を影響要因の項目として挙げた方がよいのではないかと思います。いかがでしょうか。

鈴木委員

例えば、排水経路をどうするか、飛散をどのように防止するか、どう撒けば飛散を抑えられるか等ありますので、影響要因として挙げた方がよいかどうかで言えば、挙げた方がよいのではないかと思います。

梅崎委員長職務
代理者

事業者から何か御説明はありますか。

事業予定者 清水	方法書の中には、御指摘のように融雪剤への配慮という観点では記載されていません。今後、道路構造や冬期の管理を踏まえた検討を具体的に行っていく中で、どうしても融雪剤の散布が必要となる可能性が出てくれば、準備書に向けた評価の中で配慮していく必要があると考えています。
梅崎委員長職務 代理者	事務局にお聞きしますが、融雪剤については今まであまり議論していませんでしたが、項目としては、水質や動植物の項目で取り上げることになるのでしょうか。
事務局 飯田	本日の技術委員会意見の取りまとめ方次第かと思います。各項目というよりは、道路の維持管理の中で融雪剤等を利用する場合に、その融雪剤が影響を及ぼす可能性がある水質や動植物に関する予測評価についても、今後の環境影響評価を進めるに当たり反映すべきという意見を、方法書に対する意見として取りまとめる方法が考えられます。
梅崎委員長職務 代理者	具体的には、必要であれば前後での水質変化等のモニタリングを行うということになりますね。
鈴木委員	そのことについては鈴木委員いかがですか。やはりやった方がよいでしょうか。
梅崎委員長職務 代理者	住民の皆さんが不安に思っている以上は、全くやらなくてよいとは言いきいのではないかと思います。
梅崎委員長職務 代理者	水質だけでなく大気質にも関わるでしょうし、融雪剤の功罪はきちんと評価していただいた方がよろしいのではないのでしょうか。
亀山委員	そうすると、事業者には融雪剤の影響を具体的に挙げていただき、各項目で調査していただくという御意見でよろしいですか。
梅崎委員長職務 代理者	亀山委員どうぞ。
梅崎委員長職務 代理者	県内で融雪剤の影響があった事例として、10年以上前ですが、上信越自動車道の長野一飯山間で、果樹の栽培、主にリンゴに対する影響が問題になりました。リンゴ栽培農家から、飛散した塩分がリンゴの芽に付いて、減収になると訴えられたことがあります。
梅崎委員長職務 代理者	私は、3年ほどかけてリンゴへの影響の取りまとめを行っていましたが、その後どうなったかと言いますと、リンゴを作っているところでは、道路沿いにネットを張って飛散を防止するという対策が取られました。また、湿塩散布と言って、撒いても飛び散らないように塩を湿らせて散布するなど、いくつか方法を考えて影響を減らしました。そういった対応が必要な区間については、それなりに融雪剤の影響について考えていくことが必要ではないかと思います。
梅崎委員長職務 代理者	亀山委員から、植物の観点からリンゴについての御意見がありました。動物の観点からここで述べておいた方がよいことはありますか。
陸委員	陸委員どうぞ。
陸委員	鹿は大変塩が好きで、捕獲するときの誘引剤としても使われています。きちんと調べられている事例があるかは分かりませんが、排水として塩が集まってどこか1箇所から流れ出る構造になっていると、そこに多く集まってくる可能性があります。融雪剤は一般道でも撒かれていますので、高速道路だけの問題ではないかもしれませんが、高速道路ではより高濃度に撒いて、集中してどこかから流れ出る場合には、鹿を誘引する可能性があります。その辺の調査をしていただき、影響がどの程度になるか評価していただくとういのではないかと思います。

梅崎委員長職務 代理者	お二人の委員から植物と動物についての御意見がありました。事業者から何か説明はありますか。
事業予定者 清水	この場で明確にお答えすることは非常に難しいですが、標高の高い箇所を通過する高速道路ですので、構造的な面も含めて、管理の仕方を今後十分検討する必要があると思っています。その中で、融雪剤の散布がやむを得ない場合には、具体的にどの段階ということは申し上げられないのですが、散布する前の段階で、当然環境への影響は十分考慮した上で対応しますので、融雪剤の材質や環境保全措置を踏まえて今後検討していくことになると思います。今の段階ではまだ具体的なやり方などは想定しておりませんが、必要なことは対応していく予定です。
梅崎委員長職務 代理者	今のような御説明ですが、よろしいですか。
小澤委員	水質の面では、表面水は流れるので影響が少なく、どちらかというと停滞性の地下水への影響が出るという研究例があります。利水の面からも、沿線も含め全体を見渡していただいて地点を選定するなど考慮していただければと思います。
事業予定者 清水	承知しました。
梅崎委員長職務 代理者	事業計画の全体を通して、他に御意見はありますか。 大窪委員どうぞ。
大窪委員	資料2の4ページの6番の御意見に「説明会で配布されましたルート帯では」という表現がありますが、説明会でのルート帯とは、方法書で示されているルート帯と同じということでしょうか。
都市計画決定権 者 高野	説明会等でお示ししているルート帯は、方法書でお示ししている1km幅のルート帯と同じものです。
大窪委員	方法書の後には準備書の手続きになってしまいますが、ルート帯の決まり具合はどの時点で私たちに示されるのでしょうか。
梅崎委員長職務 代理者	以前にも同様の御質問がありましたが、今の時点で御説明いただけますか。
都市計画決定権 者 高野	今後、調査や予測・評価を進めながらルートを絞りまして、ある程度ルートが決まった段階で地元説明会等を実施する予定です。その段階で技術委員会の皆様にお示しできると考えています。
大窪委員	農地の分断を心配されている方や、動植物の生息環境への影響について意見している方にとって、個々のポイントがあるようですので、それについてはルートがある程度決まらなないと議論することが難しいので、質問させていただきました。
梅崎委員長職務 代理者	なるべく早くお知らせしていただくということでお願いします。 事業計画について、他によろしいですか。 では、9ページの調査、予測・評価全般についていかがでしょうか。 塩田委員どうぞ。

塩田委員	事業計画の話に戻ってしまいますが、5ページの13番に悩ましいことが書かれています。人間に対する影響の有無の調査については、私からも色々質問等させていただきましたが、家畜に対しても影響があるのではないかという意見です。それに対して、事業者としてはどのように対応する予定でしょうか。
梅崎委員長職務 代理者	今お答えできることはありますでしょうか。事後回答でも結構です。
事業予定者 清水	今の段階では明確な回答は難しいのですが、今後、ルートや構造を計画する中で、周辺に農場等が多々ある場所でもありますので、そういった場所の近くを通過する際の影響については、どのような検討又は評価をすべきか、今後検討してまいりたいと思っています。今の段階では具体的な方針をお示しすることはできませんが、5ページ13番のような御意見がありますので、検討の中で対応していくことを考えたいと思います。
塩田委員	<p>一つ情報をお伝えします。日本騒音制御工学会が「発破による音と振動/出版社山海堂」という本を24,25年くらい前に出版しています。そこに、馬、牛、羊、豚などの蹄を持っている動物に対して音がどういう影響を与えるかということや、蹄のある動物の最小可聴値について研究している方の論文があります。そういったものも参考にさせていただきたいと思います。</p> <p>もう一つは、私も経験がありますが、例えば自動車の音を録音して、直接牛に聴かせ、音の大きさ（デシベル）や周波数を変化させながら、どのような行動をとるかなど試みます。騒音等により乳が出にくくなるのではないかということが最大の懸念かと思われまので、騒音の発生がないときの乳の量と、騒音に暴露されているときの乳の量とで変化があるか実験的に確かめ、酪農を行っている方々にその結果を見せながら対応していけば、納得していただけたらと思います。</p> <p>知見がない、分からないということは言わず、是非対応していただきたいと思います。</p>
事業予定者 清水	ありがとうございます。参考にさせていただきます。
梅崎委員長職務 代理者	他に御意見等ありますでしょうか。 続いて、大気質について、専門の片谷委員長はいませんが、委員の皆様から何かございますか。 鈴木委員どうぞ。
鈴木委員	プルーム・パフ式の妥当性について複数の意見が出されています。これについてはどのように対応される予定でしょうか。
事業予定者 清水	国土交通省の技術手法に基づき、プルーム・パフ式で実施していくことを考えております。
鈴木委員	意見にも書かれているように、プルーム・パフ式は平坦地で用いる方法ですので、確かにこの場所では適切でないのではないのでしょうか。 以前、3次元モデルで評価された例がありますが、なぜ3次元モデルは無理で、あくまでも平坦地で適用できるプルーム・パフ式を使うということなのでしょう。
梅崎委員長職務	今お答えいただけることはございますか。

代理者	
事業予定者 清水	今の段階では、あくまで技術手法に則った方式で対応方針を考えていますが、こういった御意見をいただきましたので、今後の対応方針に対しまして、参考というかたちで考えていきたいと思えます。
梅崎委員長職務 代理者	参考ということですが、そういう意見もあったということで、積極的に考えていただければと思います。 他によろしいでしょうか。では、続きまして、騒音から低周波音までについて、何か御意見等はございますか。 塩田委員どうぞ。
塩田委員	低周波音について、意見を提出した方が勘違いしているのではないかと思います。環境影響評価に「低周波音問題対応の手引書」を使ってはいけないと環境省が全国の都道府県、市町村に通達しています。 低周波音に関する意見自体は、心身に係る苦情についてが最大のポイントになるかと思いますが、サルフード大学(イギリス)の先生のレポートがイギリスの環境・食糧・農村地域省(DEFRA)から出ていて、そこに書かれている心身に対する影響の閾値の曲線を環境省では使っていますので、そちらを利用していただいた方がよいかと思えます。 もう一つは、意見に「物的苦情に関する参照値」と書かれていますが、参照値は40年くらい前に当時の環境庁が調査をした際のレポートのデータを使っていますので、参照値としなくても、そのオリジナルのデータを使っただいて、評価してもらうかたちで進めていただければ、齟齬がなくなると思えます。 最近分かってきたのですが、20代~70代の方の閾値は、同じ周波数で最大15デシベル違います。20代の方は低くても聞こえますが、70代になると15デシベルくらい高くなると聞こえない結果となっています。年代ごとに閾値が違うということが分かっていますが、それらのデータを平均して基準を出していますので、その基準だけで評価すると、閾値にかかる可能性があります。閾値に関する実験データは、世界各国で12、13ありますので、それら全部を1つのグラフにプロットすれば、全ての条件を網羅できるようなグラフができます。1つの基準をオーバーして右往左往するのではなく、あらゆるデータを駆使しながら評価していただいた方がいいのではないかと思います。 新たな知見を取り入れながら予測評価をしてください。
梅崎委員長職務 代理者	いくつか助言、御意見がありましたがいかがでしょうか。
事業予定者 清水	御意見いただきましてありがとうございます。 低周波音の対応について、「低周波音問題対応の手引書」につきましては、現時点では採用していないという状況です。先生の御意見、御指摘も踏まえながら、今後予測評価していきたいと考えています。
梅崎委員長職務 代理者	よろしく申し上げます。他によろしいでしょうか。 続いて、水象と地形・地質についていかがでしょうか。富樫委員どうぞ。
富樫委員	水象の意見を見ると、水脈の寸断や地下水への影響についての意見が多くあります。一方で事業計画では、全線をトンネルにしてほしいといった要望も出ています。 本来は、環境影響評価を行う上では、ルートと構造が決まっています、あるいはそれらの案が出ていて、それに対して最適な調査をとることになると思えますが、今の

時点で非常に不確定なところが多いものですから、準備書の段階でルートや構造をどうやって決めたのかについて、丁寧な説明を環境影響評価と一緒に行わないと、なかなか住民の方は納得できないと思います。ルートや構造の検討経過を是非準備書の中にも書き込んでいただくようお願いしたいと思います。

事業予定者
清水

御指摘いただきましたとおり、現段階では、具体的なルートや構造は決まっています。今後、各方面から検討を進めますので、その中で経緯や決まった構造を場所ごとに、皆様に分かるかたちで提示させていただきたいと思います。

梅崎委員長職務
代理者

丁寧で分かりやすい説明をお願いします。
北原委員どうぞ。

北原委員

調査とも関係しますが、湧水は非常に大事なことだと思います。住民からも多くの意見が出ています。

一見すると湧水ではないように見える、くだらないと言うと語弊がありますが、ぼさぼさとしたところも湧水になっていることがすごく多いです。そういう細かい調査もやっていただきたいです。一見本当にくだらない、数平方メートルくらいの小さな湧水もあります。これが植物や昆虫等の動物の大事な拠点になっていたり、下流の農地の水脈としても大事になっていたりします。

1 km の幅の調査を徹底的に行っていただき、見逃しのないようお願いしたいと思います。

梅崎委員長職務
代理者

きめ細かな調査をという御意見ですが、事業者から何かございますか。

事業予定者
清水

現状におきましては、文献調査等で分かる範囲での把握となっています。今後、現地調査に入る中では、地元の方へのヒアリング等も踏まえまして、よりきめ細かい対応を行い、しっかり現地の把握をしていきたいと考えています。

梅崎委員長職務
代理者

是非よろしくをお願いします。他にございませんでしょうか。
では、続いて動物、植物、生態系について、御意見を伺いたいと思います。
中村雅彦委員どうぞ。

中村雅彦委員

意見がたくさん出ていて、具体的な種名や場所まで出ていますので、一個一個の種について丹念に扱っていただきたいというのが私の意見です。例えば、13 ページの12 番にフクロウやオオタカと書いてありますが、それがどこにいるのかをおそらく知っているの、こういう意見を出しているのだと思います。他にはコミズクの話もあります。一個一個の意見を丹念に扱っていただきたいと思います。

また、自然のものに対しては、私たち技術委員会から意見を言えると思いますが、高原野菜や家畜への影響に関しては、もちろん言える人もいるかもしれませんが、私は全く意見が言えません。このままですと、住民からの意見に対しかなり対応できない部分が出てきてしまいますが、農業や畜産業に関する意見に対し、事業者はどういう対応をするのかお聞きしたいです。

事業予定者
清水

今御指摘いただいた件は、人の営みに対するものかと思います。それにつきましては、当然これから高速道路を具体化していくわけですが、住民の方の御理解を得られないと進まない事業ですので、農地もそうですが、各住民が生活できるようなかたちで道路を構築していくことも併せて考えていく必要があると感じています。今言われた家畜や高原野菜といった住民の方々の生活を踏まえて、ルート、構造を詳細に詰めていくことを考えています。

中村雅彦委員	<p>ルートを考えるのは当然ですが、それに対してもいろいろな意見がありますよね。事業者の方は、技術委員会だけでなく、違った方も立てた方がいいのではないかというのが私の意見です。技術委員会は、全てに対応できるわけではありません。自然環境や動植物といった自然の中のものに対応できますが、住民意見を見ると、一番心配しているのは、自分たちの生活に関わるものです。それに対して具体的な対応を行わないとまずいと私は思っています。</p>
梅崎委員長職務代理者	<p>先ほどリンゴの話も出ましたし、酪農の話も出ましたので、いくつかそういう事案があればまとめていただき、それを踏まえた対策等も考慮していただければと思います。是非、中村雅彦委員の意見を参考にさせていただければと思います。</p>
事業予定者 清水	<p>承知しました。</p>
梅崎委員長職務代理者	<p>他にいかがでしょうか。大窪委員どうぞ。</p>
大窪委員	<p>住民意見の中には、タルミスゲの自生地やサクラソウ群落、ハナヒョウタンボクの低木林などの森林生態系だけでなく、湿性の草原生態など多様な生態系の保全が望まれています。</p> <p>また、北原委員がおっしゃられた小規模な湧水地点が複数この地域にはあり、そういうところには、本当に目立たない湿生植物群落が点在しています。</p> <p>面積的にも非常に小規模ですが、地域的には生物多様性の非常に重要なポイントになる場所が多数存在していますので、繰り返しになりますが、きめ細やかな調査をしていただくようお願いしたいと思います。</p>
梅崎委員長職務代理者	<p>何度も意見が出ていますように、よりきめ細かい丁寧な調査をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、16ページの景観、人触れ、文化財、その他について、御意見等をお願いします。陸委員どうぞ。</p>
陸委員	<p>人触れの14番とその他の13番に関連する星空のことですが、野辺山宇宙電波観測所の研究員の方も関わって、今、長野県は宇宙県というキャンペーンをやっており、長野県の星空を守る活動をされています。そういう活動があることを認識していただいて、調査の際には、電波観測所への聞き取りなども含めて実施していただくとよいかと思います。</p>
事業予定者 清水	<p>今後調査する中では、地元の関係者等へのヒアリングも前提として進めたいと考えています。その中で、話しをお伺いしまして、対応できるものは対応していきたいと思っています。</p>
梅崎委員長職務代理者	<p>全体を通して何か御意見ございますか。よろしいでしょうか。</p> <p>では、資料2についての検討はこれまでにしたいと思います。</p> <p>次に資料3「方法書に対する関係町村長から提出された意見」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 飯田	<p>事務局から、資料3について御説明させていただきます。</p> <p>小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村の6つの関係町村に意見を照会し、そのうち南牧村と佐久穂町から意見の提出がありましたので、資料3に整</p>

理させていただきました。それ以外の町村からは、御意見はありませんでした。

今回、特に南牧村周辺の住民の方々から多く住民等意見が提出されていることを踏まえて、村としても住民等意見を取りまとめていただくようなかたちで、御意見をいただいていると思っています。

資料3の3番からご覧ください。

3番は、対象事業実施区域は日本有数の高原野菜産地であるという特色を踏まえて、ルート選定において配慮していただきたい、農地としての機能維持という点についても配慮していただきたいという御意見です。

4番は、融雪剤による影響も予測・評価の対象として考えていただきたいという意見です。

5番は、騒音・振動・低周波音について、人間への影響は当然のことですが、地域で多く飼育されている畜産牛も対象に含めて考えていただきたいという御意見です。

農畜産業への影響について、環境影響評価の対象とすかかどうかという点は、微妙なところもありますが、あくまでも生活環境なり自然環境という観点で皆様から御意見をうかがっているところですので、業に対してどこまで踏み込んでこの技術委員会で検討すべきかは議論のあるところかと思えます。業に対しては、事業者は補償というかたちで対応するかと思えます。自然環境の一部としてどこまで環境影響評価の対象とするかは、技術委員会として危惧する意見をまとめることが、このような意見に対応するための方法のひとつかと思えます。

6番は、地域において重要な地下水・湧水についても、しっかりと環境影響評価を行っていただきたいという意見です。

7番は、日照障害や地下水からの影響を受ける作物についても、影響の対象として考えて、環境影響評価を進めていただきたいという御意見です。

8番は、南牧村内に多く生息・生育する希少な生物、植物、猛禽類について、村内の学術的な専門機関などの知見も踏まえて、十分な予測・評価がされるように配慮していただきたいという御意見です。

9番は、野辺山は、日本三選星名所に選出されるような、星空を資源として有する地であることから、星空に対する光害をいかに回避するかがひとつのポイントになりますので、配慮の対象として考えていただきたいという御意見です。

10番は、景観について、眺望点が多く、雄大な景色が見える場所であることから、その眺望を阻害することのない計画になるよう配慮いただきたいという御意見です。

佐久穂町からは、11番として、今のところ事業者から示されている内容で概ね適切ではないかという御意見です。

資料3の説明は以上です。

梅崎委員長職務代理

ありがとうございました。

ただいま説明いただいた資料3につきまして、事業者から何か見解等がありましたらお願いします。

都市計画決定権者
竹内

建設部都市・まちづくり課の竹内浩平と申します。

本事業の方法書に関しまして、現地調査を含めてこれまで4回の御審議をいただき、委員の皆様より専門的な見地から貴重な御意見を多くいただいています。

ただいま事務局より御説明いただきました関係町村長からの意見につきましては、今後、いただいた事項を踏まえて調査、予測、評価を行うとともに、地域の皆様の御意見をお聞きしながら、道路の位置及び構造を決定する過程の中で、環境影響を可能な限り回避又は低減するための環境保全措置についても検討してまいりたいと考えています。

今後は、技術委員会等に基づく環境の見地からの知事の意見を勘案するとともに、審議で頂戴しました御意見を参考に、また、専門家等の助言も考慮しながら、環境影響評価を実施し、準備書、評価書の手続きへと進めていきたいと考えています。

本技術委員会の皆様には、今後も各段階におきまして、再度御意見を頂戴したいと考えていますので、引き続き御指導をよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

梅崎委員長職務
代理者

ありがとうございました。

それでは、資料3とただ今の事業者見解について、委員の皆様から御意見、御質問等がありましたらお願いします。

住民意見と重複した意見もいくつかあります。先ほど事務局から説明のあったいわゆる経済活動についての影響評価をどうするかは重い問題なので、これは引き続き委員長に議論いただければと思います。

片谷委員長

遅れて参りまして申し訳ございません。

今話題になっていた農業の話ですが、経営に対することはこの委員会で議論できるテーマではないということは、私もそのとおりだと思います。ただ、農作物は植物ですので、その観点からすれば、やはり一般論としては、影響を回避する対象にはなるだろうと思っています。農業には全く触れないようにする必要はなく、配慮願いたいという意見は出せるものであると私は考えていますので、私の個人的な意見として申しあげておきます。

梅崎委員長職務
代理者

今の御意見を踏まえて委員会意見として取りまとめることになろうかと思っておりますので、そのときはよろしくお願いします。

他にございますか。それでは、資料1から資料3までの検討はここまでにしたいと思っております。

ここで片谷委員長と議長の任を交代させていただきます。

進行に御協力いただき、ありがとうございました。

片谷委員長

進行を引き継がさせていただきます。

それでは、資料4と資料5について、審議を進めます。資料4は、毎回どの案件でも作成されております前回までの審議の意見集約表です。

スケジュールは冒頭でも説明があったかと思いますが、これまでの意見を取りまとめて、知事意見としての答申案を作成するという手順です。

では、資料4と資料5を通して説明をお願いします。

事務局
飯田

事務局から資料4について御説明いたします。

前回、第2回審議までの御意見を集約した表について御審議いただき、委員の皆様からいただいた御指摘等を踏まえて修正し、また、第3回の審議内容を追加して、意見として集約すべき内容について、案をお示ししております。

1 ページ目の 2-1 番は、影響要因と環境要素の選択方法についてです。2 ページの 3-1 番、11 ページの 2-25 番、12 ページの 3-5 番も集約し、方法書段階では書かれていない内容について準備書に記載するようにと述べるかたちになるかと思いますが、画一的な記述を避けて、環境影響評価項目ごとに事業特性及び地域特性を考慮して、適切に記載することと取りまとめています。また、方法書において選択した環境影響評価項目だけでなく、これに含まれていると事業者から説明があったような項目についても、準備書に明示し、それぞれに対して調査、予測及び評価の内容並びに環境保全措置の内容を記載することが望ましいという議論の取りまとめにしております。前回から追加した意見になります。

2 ページの 1-2 番は、同じページの 2-2 番を集約し、良好な環境の保全方針というかたちで取りまとめておりますが、前回から変更はありません。

1-3 番は、ルートや構造の再提示について取りまとめております。前回から変更ありません。

3ページの1-6番は、貴重な自然環境などの回避すべき対象に関する御意見を取りまとめております。こちらも前回から変更ありません。

4ページの1-9番は、発破工事を行う場合には低周波音について検討しておかなければならないという意見をまとめております。前回から変更ありません。

5ページの2-8番は、水象に関する調査になりますが、前回から変更ありません。

1-10番は、地形・地質の調査について議論があったところですが、地形・地質が地下水など他の項目の予測評価における基礎的な情報になる環境要素であることを踏まえ、関連する項目と併せて適切な調査を設定する必要があるという意見に取りまとめ、追加しました。

2-9番は、調査内容の設定方法についての意見ですが、前回から変更ありません。

6ページの2-10番は、災害耐性という言葉が適切かどうかという議論はあるかと思いますが、前回から変更なく、意見として取りまとめております。

2-11番は、大月川泥流堆積物に関する意見ですが、前回の御指摘を受けて、生態系に限らず、様々な他分野との関連性に十分配慮するようにと修正しました。

2-13番は、前回の御指摘を受けて追加しました。参考とすべき文献や調査結果などについて、調査・予測・評価に反映していただきたいという意見です。動物に関する2-13番の御意見と植物に関する9ページの3-3番の御意見を集約しました。

7ページの1-13番は、影響要因の設定について、具体的にロードキルなどへの対応をどのように考えるかということで、意見をまとめております。前回から変更ありません。

8ページの2-16番は、動植物や生態系への影響要因として、切土工等や水底の掘削を選定すべきという議論を集約しております。

1-14番は、貴重な昆虫類の生息場所への配慮について意見を取りまとめたものです。前回から変更ありません。

10ページの2-22番は、景観についての御意見ですが、前回から変更ありません。

1-15番は、人と自然との触れ合い活動の場に関する御意見ですが、こちらも前回から変更ありません。

12ページの2-26番は、廃棄物の処理計画に関する内容を取りまとめております。3-6番を集約しましたが、内容は前回から変更ありません。

様々な御意見をいただきましたので、この集約表だけでは分かりにくいと考えられましたので、表現を整理し、資料5に技術委員会意見（案）として17項目を整理しました。

続いて、資料5について御説明いたします。

まず、1番目に、豊かな自然資源等に恵まれた地域であり、これを悪化させない観点で環境影響評価を進めるようにという、手続きの前提になる内容を挙げております。

2番目には、これまで方法書の内容について御審議いただきましたが、現時点で示されている事業内容では調査内容等の妥当性を評価することが困難であることから、詳細な平面縦横断線形が明らかになった時点で技術委員会に報告し、調査、予測及び評価の地点等について助言を受けることという意見を挙げております。

3番目には、調査・予測・評価の方法について、現時点で可能性があるルートや道路構造を踏まえて、想定される全ての環境要素・影響要因を網羅できるように設定することという意見をまとめております。

4番目は、方法書の段階で課題になっている部分について、準備書の作成に当たっては、画一的な記述を避け、事業特性や地域特性を考慮して進めるようにという意見にまとめております。

5番目は、ルート選定に当たって、貴重な自然環境等を極力回避するようにという事業計画に関する意見です。

6番目は、発破工事を実施する可能性がある場合は、低周波音に係る影響要因として選定し、適切に調査、予測及び評価を行うことという意見です。

7番目は、水象に関し、地下水位や湿地等の水位については、変動の有無を確認す

ることが重要ですので、十分な調査期間を設定するようという意見です。

8番目は、地形・地質について、環境影響評価の項目に選定し、関連する項目と併せて適切に調査を行うことという意見です。

9番目は、事業計画地の災害耐性についても予測評価の対象として取り上げるようという意見です。

10番目は、大月川泥流堆積物について、地形・地質のみならず、生態系や水象といった他分野との関連性にも配慮して、適切に調査することという意見です。

11番から14番までは植物、動物及び生態系に関する意見です。調査・予測・評価に当たって既存文献等を反映させること、自動車の走行による影響を項目として選定すること、道路構造に応じて想定される影響を検討して影響要因として選定すること、貴重な昆虫類の生息場所に対して適切な配慮をすることといった意見を記載しております。

15番目は、自然環境と景観が優れた地域であることを踏まえて、景観と触れ合い活動の場とで関連した予測評価を進めることという意見です。

16番目は、地域の自然環境を基に成り立つ牧場も予測評価の対象に加えるようという意見です。

17番目は、廃棄物について、その発生量に応じて適切な処理又は活用を図ることという意見です。

以上が前回までの審議を踏まえて整理した技術委員会意見（案）です。

今回の審議において、融雪剤による利水や動植物に対する影響を予測評価すべき、騒音・振動・低周波音の対象として家畜といった動物も含めて検討すべきといった御意見をいただきましたので、これらを加える必要があると思っております。

御意見等いただければと思います。よろしく願いいたします。

片谷委員長

ありがとうございました。

では、今説明していただきました資料4と資料5の内容について、これから確認していきます。

事務局から説明がありましたように、資料4も資料5も前回までの審議内容を反映してまとめられているものですので、今日新たに提示された事項はまだ含まれていない状況です。

技術委員会意見は、最終的には知事意見に反映されることとなります。技術委員会意見として追加することが必要であるという趣旨の御意見、それから、既に取り上げられている事項について、表現が適切かどうかという観点からの御意見も承ります。

資料5で項目順に確認していきたいと思っております。

資料5の「全般」と「事業計画」の範囲の項目について、資料4との関係で御意見いただいても結構ですし、資料5に限った御意見でも結構です。お気付きの点がありましたら、御発言をお願いします。

この「全般」と「事業計画」の5項目の中では、特に2番目の重要性が高いと見られます。2番目の項目は、ルート等について最終的な設計が固まっていない段階でのアセス手続ですので、今後不確定な事項が確定した段階で技術委員会に報告していただき、それに対して意見があれば、この委員会からの助言として事業者さんにお伝えし、具体的な設計に反映していただくという趣旨の意見です。やはり計画に不確定部分が多いアセス案件の審査では、この2番目のような事項は非常に重要な意味を持っています。今申し上げたような意図の意見であるということは、事業者の皆様にもご理解いただきたいと思います。

1番目から5番目までの範囲で何か追加、補足等の御意見はありますでしょうか。

では、6番目の「低周波音」の項目についてです。資料5では「低周波音」に限定されていますが、例えば関係町村意見では、低周波音以外の大気質や騒音・振動も含めた意見が出ていますので、ここは少し検討が必要ではないかと思っております。

塩田委員の御見解をお聞かせいただけますでしょうか。

塩田委員	<p>住民の方から、騒音・振動による家畜への影響があるのではないかという意見があったので、その内容を入れておいた方がいいのではないかと思います。</p> <p>それから、資料5の6番は、トンネルについてしか書かれていませんが、資料4の2-7番では、橋梁ができた場合にも低周波音の影響がありそうなので、こちらについてももしっかり予測評価をしてほしいと発言しています。橋梁についても意見の内容として追加していただければと思います。</p>
片谷委員長	<p>ありがとうございます。事務局から何かコメントはありますか。</p>
事務局 飯田	<p>意識してトンネルに限ったものではありませんので、塩田委員の御意見を踏まえて、工事や橋梁からの影響を検証していただきたいという意見にしていいただければよいかと思ひます。</p>
片谷委員長	<p>騒音・振動や低周波音の発生要因はトンネルと橋梁だけではありませんし、関係町村長意見の中でも触れられている家畜への影響もあります。</p> <p>家畜への影響をどのように取り扱いますか。資料5の6番の項目名は「低周波音」となっていますが、「騒音・振動・低周波音」に広げますか。</p>
塩田委員	<p>騒音・振動も低周波音と一緒にしていただきたいと思ひます。</p>
片谷委員長	<p>「発破工事、橋梁等による騒音・振動・低周波音の影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと」といった整理でよろしいでしょうか。</p>
塩田委員	<p>はい。</p>
片谷委員長	<p>動物についてはどこで取り扱いますか。</p> <p>「騒音・振動・低周波音」の項目で取り扱うか、それとも、「全般」のところで農作物や家畜にも配慮することといった内容を書くかどうかですね。</p>
事務局 飯田	<p>事務局からよろしいでしょうか。</p> <p>この「騒音・振動・低周波音」に関しては、家畜へのストレスになる可能性があるということで、そこに含めるべきではないかと考えています。</p> <p>農作物については、本日も議論があったところですが、融雪剤の散布により、水質や融雪剤が付着する植物等に対する影響が一番危惧されます。資料5では融雪剤に関する意見を入れていませんので、新たな項目として入れるべきではないかと考えています。</p>
片谷委員長	<p>「水質」の項目として融雪剤の影響を入れるという趣旨ですか。</p>
事務局 飯田	<p>「水質」だけではないと考えています。</p>
梅崎委員	<p>本日の前半で議論した中では、水質のほかに、リンゴの芽に付着するとか、鹿が好んで食べるに寄って来るといった指摘もありました。「全般」で扱う項目でもないのひ、やはり個別の項目として記載した方がいいかと思ひます。</p>
片谷委員長	<p>そうすると、複数の項目で融雪剤について触れるということですか。それとも、普通はないですが、「融雪剤」と項目を立てますか。</p> <p>小澤委員どうぞ。</p>

小澤委員 融雪剤の影響が、散布した後、路面排水として飛散あるいは浸透するという視点から考えると、「水質」という項目で記載しておいて、例えば、農作物への影響も懸念される場合には、必要に応じてそれに関しても予測評価すべきといったかたちで記載して、どこか1つの項目に挙げておいた方がまとまりがよいかと思います。中身については、いくつかの環境要素に影響していく可能性があるだろうと思います。

片谷委員長 今回の小澤委員の御提案ですと、項目としては「水質」に記載するが、その中で他の環境要素への影響も含んで配慮を求めるといった趣旨ですね。
梅崎委員どうぞ。

梅崎委員 融雪剤についてはそれでいいと思いますが、先ほど言った経済活動の酪農とか園芸とか営農に対するものは、別に挙げた方がいいと思います。
融雪剤に限らず、いろいろなことが関係してきますから、影響する項目については配慮することといった項目があった方が、地域性もありますから、より分かりやすいと思います。

片谷委員長 そうすると、「全般」の項目に入れた方がいいのでしょうか。酪農や高原野菜といった特徴ある地域性みたいな話しになります。
北原委員どうぞ。

北原委員 「全般」の4番目の項目に「事業特性及び地域特性を考慮して」と記載されていて、この地域特性にここの地域の主要な産業である農畜産業が入りますので、ここに加筆してはいかがでしょうか。

片谷委員長 では、「特に農畜産業を特徴とする地域であることから」といった文章を入れればいいのでしょうか。

北原委員 「農畜産業を含めた地域特性を考慮して」といった表現にしていただければいいのではないのでしょうか。

梅崎委員 本日の前半は、農畜産業を重要な項目として挙げて議論になりました。私は、項目名に農業や畜産といった言葉が出た方がいいような気がします。
一般論として「全般」に書いておいて、個別にもしっかりと書いた方が、より地域特性に配慮することになると思います。

片谷委員長 確かに、資料2と資料3を見ますと、住民の皆さんの御意見でも南牧村さんの意見でも、農業などはかなり強調されています。
では、まず4番目の意見に北原委員から御提案のあった表現を加筆して、あとは具体的に関連する項目、例えば、騒音・振動では家畜への影響も含めてといったかたちで、先ほどの水質では融雪剤による農畜産業への影響も含めてといったかたちで、関連しそうな項目ごとに書いておくというのが梅崎委員の御意見ですね。

梅崎委員 いえ、私は、農業などは地域特性として特別なので、可能でしたら、項目として挙げた方がいいのではないかと思います。

片谷委員長 独立した項目名として農畜産業を入れるということですか。

梅崎委員 そういうことです。

片谷委員長	事務局、それは可能ですか。
事務局 飯田	あくまでも環境影響評価ですので、農業などの項目は好ましくないかと思います。「その他」というかたちで、地域特性である農畜産業への影響を含めて項目ごとに予測評価の対象に加えるといった配慮を求めの方がよろしいかと思います。
梅崎委員	そこはマニュアルなどに従います。
片谷委員長	では、項目名として独立して立てることは適切ではなさそうなので、先ほどの4番目の意見に加筆するというを具体化して、例えば、「対象地域が農畜産業を特色とする地域であることから」といった記載にしますか。それは問題ないですか。
事務局 飯田	問題ないと思います。 一番影響がありそうな融雪剤や騒音・振動などの項目において、影響を受ける対象として家畜や農作物を記載しておくことも踏み込んだ表現になるかと思います。
片谷委員長	この場で一字一句まで決めることは現実的でないので、概ねの方針としては集約されたかと思います。 他に御意見のある方はいらっしゃいますか。 大窪委員どうぞ。
大窪委員	住民の方からの意見の中で、ルートによる農地の分断といった農地への影響を懸念されている方が多いので、「事業計画」の5番目の項目に、自然環境だけではなく、「貴重な自然環境や優れた農地」といったかたちで、生業の場所についてもできるだけ影響を回避するようにといった表現を入れておいた方がいいかと思います。
片谷委員長	研究施設は保全対象として書いてありますが、農地は保全しないようにも読めくはないので、確かに御指摘のとおりですね。
大窪委員	研究施設がなぜ大事かという、研究施設の中に貴重な自然環境が包括されているという意味で発言しました。 事業地のあたりは、戦後に開拓されて、苦勞して農地として整備されてきた農家さんが多いので、非常に大事に思われている場所です。ルート選定については、一言そういった文言を入れていただくとありがたいです。
片谷委員長	そうですね。4番目にも「農畜産業」といった言葉を入れて、5番目にも「農地への影響を極力回避する」という表現を入れて、研究施設だけでなく農地も対象だということが分かるように文言を追加した方がいいという御提案です。 他に御意見はありますか。中村雅彦委員どうぞ。
中村雅彦委員	農地とか酪農とか高原野菜についてはどのように対応しますかと質問しました。先ほどの事務局の話では、あくまでも環境影響評価で、農業などは含まれないとおっしゃっていました。その場合に、事業計画に対する農家の方からの質問がありますが、それはこの技術委員会では問題にしないということですか。
事務局 飯田	生活環境にどこまで含めるのか、自然環境としてどこまで見るのかというところが1つの分かれ目だと思います。 農業そのものを環境影響評価の対象と見ることは難しいところがありますが、植物・動物・生態系として、生業の一部として、どこまで踏み込んで検証するべきであるかは、線引きが難しいかと思います。農業に関する意見だから受け付けないという

	ことではないと思っています。
中村雅彦委員	では、資料2の住民等意見の中に酪農や高原野菜に関する意見がありますが、こういった意見はどこかで事業計画に反映されますか。つまり、この技術委員会以外にも会議があって、その中で事業計画に反映されることはありますか。
都市計画決定権者 高野	今後、都市計画の手続と併せてアセス手続を進めてまいりますので、当然事業計画を進めていく段階では、地元の皆様との意見交換は含めてやっていきます。その中で丁寧の説明し、御意見の集約をして、調整を図っていきたいと思います。
中村雅彦委員	酪農や農業に関する意見は、あえて技術委員会では問題にしなくてもいいということですか。他の手続で住民の方の意見が受け入れられないようであれば、技術委員会意見に入れた方がいいと思いますが、行政的にはどうなっていますか。
片谷委員長	少なくとも、都市計画とアセスは別の制度として扱われていますが、オーバーラップする部分はありますから、触れてはいけないという領域はないと理解しています。 意見として述べることは可能ですよね。住民の皆さんや地元の町村長から意見が出ている事項について配慮されたいといった意見を述べることは、アセス条例上も問題はないと思います。
中村雅彦委員	農業をやっている方々がよく言っているのは、「ルートを選定は気を付けてほしい」、「農地の分断はやめてほしい」といった意見ですので、資料5の5番目の意見に大窪委員の提案を加えることはいいと思います。
片谷委員長	大窪委員の御提案に賛同されるという趣旨の御意見だと思います。
大窪委員	補足をしてもいいでしょうか。 資料5の5番について、農地にも配慮してほしいと言いましたのは、生業が継続されていることで担保される生物の生存も大きいので、そういう意味も含めて、「農地」を入れていただきたいということもありました。
片谷委員長	農作物だけではなくて、その周辺の生物相にも影響があるということですね。
大窪委員	はい、産業という面だけではありません。
片谷委員長	その趣旨であれば、なおのことアセスの審議の中で議論する内容になります。その趣旨だということで、事業者さんにも意図は伝わったと思います。 文言は今後調整するとして、5番に農地に関する記載を加えて、4番に農畜産業という地域特性があるということを書き加えることに関しては、問題はないと思います。 異論もないようですから、以上の内容を加筆するというにしたいと思います。 細かい文言は、法務上のトラブルになってはいけませんので、慎重に検討していただいて、後日最終確認の段階で委員の皆様にも確認していただくことにします。 梅崎委員どうぞ。
梅崎委員	委員長がおっしゃった取りまとめで結構ですが、1つ確認させてください。 影響評価項目にその地域特有のものが加わることはあるのでしょうか。
片谷委員長	県のアセス条例の全文は記憶していませんが、加えることができるということが基本だと思います。

事務局 飯田	質問の意図が呑み込めていませんが、項目の中に地域特性として、例えば「農地」などを文言として入れるということでしょうか。
梅崎委員	具体的に言えば、地域特性に応じた特別な項目として、「農地」などの項目を環境影響評価項目として挙げられるのでしょうか。
事務局 飯田	調査項目のことをおっしゃっているのですしたら、特別な項目を挙げることはありません。
片谷委員長	<p>実は、環境アセスメント学会では、そういったことを積極的にやった方がいいという見解を持っています。画一的に同じ予測評価項目の組み合わせで予測評価するよりは、地域特性・事業特性によって項目を設定した方が、より現実的な予測評価ができるという判断のもとにこのような見解を言っていますが、アセス制度は法や条例に基づくものですので、それに抵触することをやるようにという意見は言いにくい話ではあります。</p> <p>ただ、独立した環境影響評価項目として立てなくても、配慮を求める意見は出せませんので、他の都道府県の委員会でも例はあると思います。例えば、交通量の多い道路では「交通安全」という項目を入れる都道府県もありますし、神奈川県では「安全」という独立した項目があります。独立した項目がなくても、「交通安全に配慮しなさい」という意見は書けますので、独立した項目として立てるかかどうかは難しいところがありますが、意見として出すことは可能だと考えていただいていいと思います。</p>
梅崎委員	了解しました。
片谷委員長	<p>資料5の4番と5番に関しては御提案のあった加筆をし、6番については低周波音だけでなく「騒音・振動・低周波音」として、発破工事だけではなくて橋梁等といった表現であらゆる騒音・振動の発生源が検討対象になるような記載していただくというところまでは、同意いただけたとさせていただきます。</p> <p>また、融雪剤について「水質」の項目を立て、水質への影響だけではないという趣旨を書き加えていただくという御提案に沿って文章を整えていただきたいと思います。</p> <p>「水象」と「地形・地質」の項目について、まずは北原委員お願いします。</p>
北原委員	「水象」の7番の意見ですが、この文言では、地下水位や松原湖などの水位について早期に調査を開始し、変動の有無を確認するために十分な調査期間を設定することとあり、今日議論があった、湧水や湿地の詳細な分布調査を行うといった内容が入っていませんので、2行目の「非常に重要であるため」の後ろに、「詳細な分布調査と水利用の実態を調査するとともに」といった内容を加筆していただきたいと思います。
片谷委員長	本日の議論に基づく記載の追加の御指摘ですね。事務局、よろしいですか。
事務局 飯田	そのように修正いたします。
片谷委員長	<p>ほかに「水象」と「地形・地質」の項目に関して、御意見はありますか。</p> <p>9番に書かれている「災害耐性」といった用語が適切かどうかというお話しが少しありましたが、これもアセスの予測評価項目として立てている例があります。防災的な観点の配慮がされているかということですね。先ほどの梅崎委員の御質問に対しては、通常の項目でないものは、この9番のようなかたちで記載することが可能だとい</p>

う例です。

10番はかなり具体的に書かれていますが、よろしいですか。

では、10番までは御確認いただきました。

11番から14番は「植物、動物、生態系」に関する事項ですが、御意見があれば承ります。

大窪委員どうぞ。

大窪委員

14番は、「貴重な昆虫類の生息場所」のみが記載されています。ある限定された昆虫類だけについて記載しているのかもしれませんが、他の動物や植物についても貴重な生育・生息場所が多数存在しますので、種を限定せずに、動植物全般についての内容にした方がいいと思います。

片谷委員長

事務局いかがですか。

事務局
飯田

こちらは、今までの議論の中で、中村寛志委員から飯盛山に生息するある種について御意見がありましたので、そちらをもとに限定的な記載になっています。今日の御議論を踏まえ、種を限定しない記載に修正させていただきます。

片谷委員長

どのような表現がよろしいですか。

大窪委員

「貴重な動植物の生息・生育場所」といった表現でいいかと思います。

片谷委員長

「昆虫類」を「動植物」に変えるということではよろしいですね。では、御異論がなければ、そのように修正させていただきます。中村寛志委員から事前に何か御意見はありませんか。

事務局
飯田

今のところ御意見はいただいていませんので、修正した内容をお示しして御意見を確認したいと思います。

片谷委員長

では、資料5の11番から14番まではよろしいでしょうか。

15番以降について御意見を承ります。15番と16番は、亀山委員、陸委員の御意向に沿っていますか。小澤委員、17番はよろしいですか。

意見（案）として記載されたものに関しては、修正の指摘も含めて御確認いただきました。記載されていない事項について、意見として漏れているのではないかと御意見はありますか。

少し気になりましたのが、南牧村の意見の中に「日照障害」と「電波障害」が項目として挙げられています。特に「日照障害」により生産量が影響されるという御懸念があるようです。農畜産業への配慮という表現を「全般」の項目に入れますので、その中に含まれているということでよいかと思います。あえて独立した項目を追加することまでは必要ないかと思いますが、よろしいでしょうか。

では、事業者さんにも関係町村長意見は御覧いただき、先ほども、意見を反映させて今後の手続を進めていくという御説明をいただきましたので、事業者の皆様にはこの関係町村長意見や住民の皆様意見に十分配慮しながら進めていただくということを再度お願いして、技術委員会意見の案については、以上の審議でまとめさせていただきます。

非公開審議が必要な事項というのは、この資料4の中村寛志委員の御意見に関わる部分のことですか。これについて、本日何か審議しておく必要はありますか。

事務局
飯田

こちらで御用意している内容はありますが、方法書全体を見ていく中で、何か落ちている内容なり審議が必要な内容があれば、非公開審議をお願いします。

片谷委員長 非公開で指摘をしておきたい事項がある委員がいらっしゃれば、この後非公開審議にしますが、何か御発言はありますか。
 特にないようです。中村寛志委員からも事前に非公開で審議をしておいてほしいという御意見はきていませんね。
 では、他に御欠席の委員から何か御意見等はきていますか。

事務局
飯田 今のところお預かりしているものはありません。

片谷委員長 では、この方法書についての意見は、何点か加筆の御指摘がありましたので、それを反映させて取りまとめていただくということでお願いします。
 欠席委員の方々も含めて、この資料5の修正案を委員の皆様にお送りする時間の余裕はありますか。

事務局
飯田 最終的には委員長と本日進行いただいた梅崎委員と調整をはからせていただければと思いますが、技術委員会意見の原案については、委員の皆様と一緒に送付させていただき、そのタイミングで見いただければと思っております。

片谷委員長 今日、この資料5に結構文言の追加の御提案がありましたので、できるだけ早く修正案を作っていただいて、年末ではありますが、委員の皆さんに送っていただけますか。確定のリミットはいつでしたか。

事務局
飯田 知事意見の期限は、1月16日です。

片谷委員長 年内ですね。今年は27日が御用納めなので、通常だと技術委員会から1週間後の26日までに意見をいただいておりますが、それだと厳しいですね。
 修正作業は、明日にはできますか。

事務局
飯田 はい。

片谷委員長 明日中に修正案が送られてきて、意見があれば月曜日か火曜日に出すというかたちでしょうか。やはり27日くらいまでに技術委員会意見を固めておかないと安心して年を越せないという状況が発生すると思いますので、委員の皆さんからは遅くても25日までに意見をいただき、最終的な判断は、申し訳ないですが、事務局と梅崎委員と私とでやらせていただくということにさせていただきますので、その点御了解をお願いします。
 明日の夜あたりに修正案のメールが届くのではないかと予想されますので、是非よろしく願いいたします。
 では、この件の審議は以上とさせていただきます。
 議事(2)のその他は、何かありますか。

事務局
飯田 特に御用意しておりません。
 今後の審議予定ですが、第8回の技術委員会は、令和2年1月23日(木)の午後に県庁議会棟第1特別会議室で開催を予定しています。
 審議案件は、諏訪市四賀ソーラー事業(仮称)の準備書に関する第5回目の審議をお願いする予定です。諏訪市四賀ソーラー事業(仮称)に関しましては、住民等意見の一部が不足しているという状況もあり、不足分を募集してお示するという作業が

必要になってきていますので、知事意見の構築スケジュールは、当初予定していたものより少し遅くなると想定していますが、具体的な日程までは詰められていません。審議を進めながら、住民等意見の集約も並行して進めていきたいと思っていますので、御承知置きいただければと思います。

第8回技術委員会の開催通知は、後日送付させていただきますので、お忙しいところ恐縮ですが、よろしく願いいたします。

片谷委員長

何か委員の皆様から御質問等がありますか。

本日審議しました（仮称）佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線に係る環境影響評価方法書の審議のために委員の皆さんにお集まりいただくのは、今日が最後ということですのでよろしいですね。

では、事業者の皆様方、何回にもわたって御出席いただきまして、ありがとうございました。今後もまだ手続は続きますし、先ほど申し上げましたように、不確定部分が確定したら報告してくださいというお願いも申し上げますので、まだこれからたくさんやり取りがありますが、是非前向きな対応をしていただければと思います。

若干個人的な感想を申し上げますと、国の道路事業に関わる環境影響評価手続の中で、今回はかなり前向きな対応をしていただいたと思っています。是非ともこの後の準備書手続につきましても、同様に、住民の皆様方の安心を確保するための努力をしていただきたいと思いますので、この方針でお願いいたします。

今日は、お忙しいところお越しいただきまして、ありがとうございました。

これで、事務局にお返しします。

事務局
飯田

本日の技術委員会は、これで終了いたします。ありがとうございました。